諮問庁:検事総長

諮問日:平成29年2月10日(平成29年(行情)諮問第52号)

答申日:平成29年3月24日(平成28年度(行情)答申第827号)

事件名:特定個人が告訴した特定個人に係る特定事件の処分結果が分かる文書

の不開示決定(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定個人Aが特定県警に告訴した、特定年月の特定市長選挙において特定県の特定個人Bが戸別訪問したという選挙違反について、告訴状が受理され、本人に結果報告が行っていると伺っているが、その特定個人Bに対する処分結果がわかる文書。」(以下「本件対象文書」という。)につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月7日付け特定地検企 第171号により特定地方検察庁検事正(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、それを取り消し、 審査請求人の求める文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

特定年月の特定市長選挙において、候補者の応援の為に、戸別訪問を している姿がNHKを通して流れました。

インターネットで日本中の国民が目にして,これはおかしい,公職選挙法違反であると認識しています。

そして、特定市在住の特定個人Aが特定県警に、告訴状を提出し、それが受理されたと、伺っています。

ところが、その後、その件についての報告が一切なされていません。 お返事(回答)によりますと、特定個人に対する起訴、不起訴の処分 がなされたか否かという情報等を公にすることになると。これは国民と して納得がいきません。

明らかにあれは犯罪です。

公職選挙法の上から見ても、違反しています。戸別訪問は禁じられていますから。

国民が、この判断を知る事によって、戸別訪問が許されるのか、許されないのかを判断でき、今後の選挙のあり方について、大事な示唆を与える事ができ、正しい選挙を行うことができます。

ところが、これを隠ぺいする事になると、これはやっても罪にならないと、国民を惑わす事にもなりかねません。きちんと罪を犯したら(法に違反したら)罰されなければ、社会はきちんと機能しません。

法治国家である日本においては、必ず罪を犯せば罰を受けるのは当然 であって、きちんと、これを実行したのか、国民は知る権利があります。 このように、どのような処分をしたのか、国民に知らせる事は大きな 意味があります。

告訴状を出した特定個人Aに告訴状に対する回答を送られたかも、明らかにしていません。

どうして、こんなに犯罪を犯した人を、警察も検察庁も擁護している のか、よくわかりません。

一般の国民であれば、ここまで擁護しないはずです。

その意味では、特定職に対しては特権があると認めざるを得ません。 個人ではなく公の方です。

そして、それは、日本中の人達が目撃しています。きちんと回答を出 していただきたいです。

お願いします。

はありません。公の人です。

(2)意見書

市長選における応援の為、特定個人 B が公職選挙法違反をやり、戸別 訪問を行っている様子を、N H K テレビで放映されました。その後ネッ トで日本中の人がこれを目にしました。現在も流れていると思われます。 このような事例を目にして、この国の法律は、どのような判断をし ているのか国民として非常に危倶しています。それは、この方は個人で

私達国民は、選挙という手段を使って民主主義を実現させています。 個人と違って選挙に出るということは、特に犯罪に関しては国民に公表 すべきです。なぜなら、国民は自己責任において、選挙で候補者を選ば なければなりません。その時、これは大きな判断材料であり、私達は、 自己責任において、選挙を行い、権力を与えることになります。

これが、行政文書が存在してるかどうかを答えるだけで、個人情報 保護に反すると。それでは、国民の知る権利はどうなりますか。何も知 らされず、私達は選挙に臨まなければならないのでしょうか。

日本では、公人の個人情報も完全に保護されて、国民は何が犯罪か 判断できないシステムに組み込まれているのでしょうか。まるで、見ざ る言わざる聞かざる・・のような、権力者の優位が立証されています。 あの映像を見た限り、罪に関われていないとは、とても思えません。もし、罪に関われていれば、当然、県民に対して謝罪しなければなりません。県の〇〇〇〇が、堂々と法律違反を犯していますから、県民に示しがつきません。特定県では、〇〇に比べて、法律による、きちんとした自治が行われていません。法による自治の警鐘を鳴らす意味からも、個人と公の区別はつけるべきだと思います。また、日本国内においても、公職選挙法違反は、個人情報の観点から、一切公開されていないのですか。それでは、犯罪はやみません。

もう一言、付け加えますと、この審議は論点がずれています。私が 審議していただきたいのは、法律の観点から、国民にはっきり、戸別訪問が、公職選挙法違反に当たるのかどうかを、明示してほしいのであり、 それは個人情報保護より、国民に取り、大きな益があると信じるからです。個人が、きちんと社会の一員として、法を守り、その積み重ねが、 よき社会を維持できるから。子供達にとり、良いことと悪いことを、は っきり認識できる社会こそ大事であり、そうでなければ、徐々に、社会 の公共心も崩れていきます。そのような観点から、審議して下さい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「特定個人Aが特定県警に告訴した、特定年月の特定市長選挙において特定県の特定個人Bが個別訪問したという選挙違反について、告訴状が受理され、本人に結果報告が行っていると伺っているが、その特定個人Bに対する処分結果がわかる文書。」について開示を求めたものである。

(2) 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定個人Bが捜査の対象となっているか否か、特定個人Bに対する起訴・不起訴の処分がなされたか否かという情報等を公にすることとなり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報(法 5 条 1 号)及び犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報(法 5 条 4 号)を開示することとなる(法 8 条)として、不開示決定(原処分)を行ったものである。

2 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、「原処分を取り消し、不開示決定に係る 行政文書を開示するとの決定を求める。」とし、本件開示請求の対象とな る行政文書の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持 することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由について

本件開示請求は、特定個人Aが告訴した特定個人Bに係る特定事件の処分結果が分かる文書を対象としたものである。

本件開示請求に対して、対象文書の存否を明らかにすれば、特定個人Aが告訴をしているか否か、特定個人Bが捜査機関の捜査の対象となっていたか否か、特定個人Bに対して起訴・不起訴の処分がなされたか否かという個人に関する情報等を公にすることとなるほか、告訴者が判明すると、告訴を考えている者が告訴をちゅうちょするなど、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報を公にすることとなる。

よって、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報(法5条1号)及び犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報(法5条4号)を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが相当である。

4 結論

以上のとおり、本件行政文書開示請求に対し、請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法 5 条 1 号及び 4 号の不開示情報が明らかになると認められるため、法 8 条により存否を明らかにせず不開示とした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年2月10日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月23日 審査請求人から意見書を収受

④ 同年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定個人Aが特定県警に告訴した、特定年月の特定市長選挙において特定県の特定個人Bが戸別訪問したという選挙違反について、告訴状が受理され、本人に結果報告が行っていると伺っているが、その特定個人Bに対する処分結果がわかる文書。」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることにより、法 5 条 1 号及び 4 号に該当する不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることから、法 8 条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、審査請求人の求める文書を開示すべきとしているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしている ことから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

- 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について
- (1)本件対象文書が存在しているか否かを答えることは、特定個人Aが告訴をしていたか否か、特定個人Bが捜査機関の捜査対象となっていたか否か、ひいては、特定個人Bに対して起訴・不起訴の処分がなされたか否かという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- (2) そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を 識別することができるものと認められるから、法 5 条 1 号本文前段に該 当するところ、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、 又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号た だし書イに該当せず、さらに、同号ただし書いに該当する事情も存しな い。

また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、法5条1号ただし書口に該当するとも認められない。

- (3)以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の 不開示情報を開示することとなるため、同条4号について判断するまで もなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示 請求を拒否すべきものと認められる。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 1 号及び 4 号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条 1 号に該当すると認められるので、同条 4 号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史